

## 保育料軽減

### 【別紙 2】

| 第 1 欄               | 第 2 欄  |
|---------------------|--|
| ア 年齢の高い順に 1 人目の児童   | 保育料基準額表に定める額（2 に該当する世帯の場合は、2 に掲げる表に定める額）     |
| イ 年齢の高い順に 2 人目の児童   | 保育料基準額表に定める額（2 に該当する世帯の場合は、2 に掲げる表に定める額）×0.5 |
| ウ 年齢の高い順に 3 人目以降の児童 | 無料   |